

建設工事等の入札に参加される皆様へ ～お知らせ～

低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定式が変わります

令和6年4月1日以降に公告（一般競争入札）又は指名通知（指名競争入札）された工事・業務については、以下の算定式が改正されます。

- ・低入札調査基準価格
- ・工事の最低制限価格
- ・測量・設計業務の最低制限価格（範囲のみ）
- ・修繕・点検等業務委託の最低制限価格

1. 改正項目

現行	改正
【範囲】	【範囲】
<u>予定価格の7. 0／10以上</u>	<u>予定価格の7. 5／10以上</u>
【計算式】	【計算式】
<u>直接工事費×0. 97</u>	<u>直接工事費×1. 00</u>
<u>共通仮設費×0. 97</u>	<u>共通仮設費×1. 00</u>
現場管理費×0. 90	現場管理費×0. 90
一般管理費等×0. 75	一般管理費等×0. 75
<u>電気・通信設備工事</u>	<u>電気・通信設備工事</u>
<u>機器単体費×0. 92</u>	<u>機器単体費×0. 955</u>

改正する要領等

- 「三重県低入札価格調査実施要領」
- 「公共工事に係る最低制限価格の運用について」
- 「測量・設計業務に係る最低制限価格の運用について」
- 「修繕・点検等業務委託に係る最低制限価格の運用について」

2. 適用日

令和6年4月1日以降に公告又は指名通知するものから適用します。

詳細については三重県HP「建設業のため広場」をご確認ください。